



住宅用火災警報器 消ちゃんの 防災アドバイス

不適正な訪問販売等にご注意!!



平成 18 年 6 月 1 日から新築住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。又、既存住宅については、平成 23 年 5 月 31 日までに設置が必要となります。

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、不適正な訪問販売等が全国で発生しています。次に紹介する事例を参考に、だまされないように注意しましょう。

1. 「消防署の方から来ました」と消防職員をいつわる

- 【ケース1】 作業服や消防の制服に似た服装で訪れ、「消防署から来ました」と消防署の名をかたり「法律により住宅用火災警報器の設置が義務になりました」と言って取り付け、代金を要求されます。
- 【ケース2】 業者を装った者と同伴で訪問し「法律で決まったから、すぐに設置しないとだめ」などと設置を求めてきます。

- 対策**
- 消防職員が住宅用火災警報器の訪問販売を行うことはありません。
 - 消防職員を名乗る者が尋ねてきたら身分を証明するものをみせてもらいましょう。
 - 消防職員が特定の業者に商品を斡旋したり、販売を依頼することはありません。

2. 考える時間を与えない

- 【ケース1】 住宅用火災警報器の設置状況の調査などと言い、販売や設置と直接関係ない口実で住宅内に入り込み、勝手に住宅用火災警報器を設置しはじめます。
- 【ケース2】 お金を払わせ「領収書を持ってきます」といったまま戻ってきません。
(業者は即決・即金を求め、すぐに行方をくらまします)

- 対策**
- 住宅内に入り込ませない。
 - 口車にのせられて、即決・契約しないこと。
 - 家族や消防署・警察等に連絡する。



3. 「設置しないと罰金」とおどしたり、「今だけの特別価格」を強調して買わせる

【ケース1】 「住宅用火災警報器の設置が義務になるので、設置しないと罰金が科せられます」と嘘の話でおどし、「今、お得な特別価格で買えます。今だけです」と心理的な隙間をついてくる。

【ケース2】 住宅用火災警報器自体が安くても、取り付け費用として法外な値段を請求してくる場合があります。

【ケース3】 「火災が起きたとき罰則が適用される」、「近所で設置していないのはお宅だけ」など恐怖心をあおり、おどしてきます。



- 値段の相場は約 4,000 円から 9,000 円が中心です。
- 安すぎるのは、おかしいと疑うこと。(取り付け費用などが高額である)
- 住宅用火災警報器の未設置については、火災予防条例違反に該当しますが、罰金などの罰則の適用はありません。

4. 「住宅用火災警報器の点検に来ました」と言って点検後に高額な請求や契約書であることを隠して署名を求めてくる

【ケース1】 点検業者を装い点検し、高額な点検料を請求される。

【ケース2】 高額な請求を「契約書」というカタチで後日送りつけてくる。

【ケース3】 点検終了後、何の説明もないまま「預り書にサイン、または押印をして下さい」と迫り、署名させるものです。
実は「預り書＝契約書」となっている場合があります。



- 承諾を得ず点検を始めるなど「怪しい」と感じたらその場で断ること。
- 点検は個人で容易にでき、点検業者に依頼しなければならない作業ではありません。
- 事前に見積りを取り、工事内容をよく確認すること。
- 口車にのせられて、即決・契約しないこと。

「あっ!! だまされた 高額な請求をされた」そんなときは、クーリング・オフ制度を活用できます。

クーリング・オフ制度とは、特定の取引に限って、契約締結後も一定期間、消費者に熟慮する余裕を与え、その期間内であれば一方的に契約を解消することができることです。

クーリング・オフ期間は、消費者が申し込みや契約をして、その内容を記載した書面を受け取った日から一定期間（住宅用火災警報器の訪問販売については8日間）、と定められています。



詳しくは和歌山県消費生活センターにお問い合わせください。

平日 9:00~17:00 日曜日 10:00~16:00 (電話相談のみ)

電話番号 073-433-1551

住宅用火災警報器の設置場所や設置方法については、消防署にお問い合わせください。

発行元 伊都消防組合 お問い合わせ先 0736-22-0119